

議案第53号

愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

愛西市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 計画処理区域は、愛西市の行政区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画区域とする。
- (2) 計画処理区域面積は、856.8ヘクタールとする。
- (3) 計画処理人口は、41,050人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、20,054立方メートルとする。

3 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 計画処理区域は、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）別表第1に定める西保排水処理施設、本部田・東條排水処理施設、山路地区排水施設、福原地区排水施設、西鶉戸地区排水施設、小茂井地区排水施設、四会地区排水施設、森川地区排水施設、鶉戸東八反割地区排水施設、早尾地区排水施設、立田地区排水施設、鶉多須地区排水処理施設、赤目地

区排水処理施設、東川地区排水処理施設、八開中部地区排水処理施設、二子地区排水処理施設、八開北部地区排水処理施設及び八開南部地区排水処理施設に係る処理区域並びに佐屋中央排水処理施設に係る処理区域（集落排水指定地域に限る。）とする。

(2) 計画処理区域面積は、911ヘクタールとする。

(3) 計画処理人口は、25,260人とする。

(4) 1日最大処理能力は、8,344立方メートルとする。

4 コミュニティ・プラント整備事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 計画処理区域は、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例別表第1に定める佐屋中央排水処理施設に係る処理区域（集落排水指定地域を除く。）及び永和台排水処理施設に係る処理区域とする。

(2) 計画処理区域面積は、32ヘクタールとする。

(3) 計画処理人口は、3,750人とする。

(4) 1日最大処理能力は、1,424立方メートルとする。

(利益の処分及び積立金の取崩し)

第4条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金として積み立てる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

3 前項第1号又は第2号に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合には、積立金をその

目的以外の使途に使用することができる。

(資本剰余金の処分)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 前条第2項第3号の利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、その残額に相当する額の資本剰余金を取り崩して埋めることができる。

3 前項の規定により資本剰余金を処分した場合には、その処分した後の資本剰余金の全部又は一部を資本金に組み入れることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務及び決算の処理)

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第10条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類には前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類には同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合には、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(愛西市農業集落排水事業等特別会計条例及び愛西市公共下水道事業特別会計条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 愛西市農業集落排水事業等特別会計条例(平成17年愛西市条例第53号)

(2) 愛西市公共下水道事業特別会計条例(平成17年愛西市条例第54号)

(愛西市農業集落排水事業等基金条例の一部改正)

3 愛西市農業集落排水事業等基金条例(平成17年愛西市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出予算」を「下水

道事業歳入歳出予算」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

(愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2の規定に基づき」を削る。

第6条第1項中「は、法」を「は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

(愛西市公共下水道事業基金条例の一部改正)

- 5 愛西市公共下水道事業基金条例（平成19年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業歳入歳出予算」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

(愛西市下水道条例の一部改正)

- 6 愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 愛西市公共下水道（以下「公共下水道」という。）の管理、使用等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

その他の法令で定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

第2条 削除